

平成25年度の市民税・県民税から適用される変更点

- 問合先 ・課税に関すること 市役所税務課 市民税 G 内線 205 ～ 207
 ・納税に関すること 市役所納税課 収納管理 G 内線 232 ～ 234

●生命保険の控除内容が変わりました

平成 25 年度の市民税・県民税（所得税は平成 24 年分）から、現行の「一般生命保険料控除」「個人年金保険料控除」に加え、「介護医療保険料控除」が新設されました。これに伴い、各 35,000 円であった適用限度額は各 28,000 円に変更となります。合計適用限度額は 70,000 円のままで変更はありません。

改正前（旧契約）	
合計適用限度額 7 万円（所得税 10 万円） 一般生命保険料控除 適用限度額 3.5 万円 〔所得税 5 万円〕 遺族保障 介護保障 医療保障等	個人年金保険料控除 適用限度額 3.5 万円 〔所得税 5 万円〕 老後保障

改正後（新契約）		
合計適用限度額 7 万円（所得税 12 万円） 一般生命保険料控除 適用限度額 2.8 万円 〔所得税 4 万円〕 遺族保障等	介護医療保険料控除 適用限度額 2.8 万円 〔所得税 4 万円〕 介護保障 医療保障 新設	個人年金保険料控除 適用限度額 2.8 万円 〔所得税 4 万円〕 老後保障

●控除計算の変更点

市民税・県民税 生命保険料控除額の計算 平成 23 年 12 月 31 日以前の保険契約等（旧契約）	年間の 支払保険料等	生命保険料控除額
	15,000 円以下	支払保険料等の全額
	15,000 円超 40,000 円以下	支払保険料等 × 1 / 2 + 7,500 円
	40,000 円超 70,000 円以下	支払保険料等 × 1 / 4 + 17,500 円
	70,000 円超	35,000 円（上限）

市民税・県民税 生命保険料控除額の計算 平成 24 年 1 月 1 日以降の保険契約等（新契約）	年間の 支払保険料等	生命保険料控除額
	12,000 円以下	支払保険料等の全額
	12,000 円超 32,000 円以下	支払保険料等 × 1 / 2 + 6,000 円
	32,000 円超 56,000 円以下	支払保険料等 × 1 / 4 + 14,000 円
	56,000 円超	28,000 円（上限）

●退職所得に係る市民税・県民税（住民税）の変更点

平成 25 年 1 月 1 日以後に支払われるべき退職金から、退職所得に係る住民税を計算する際の 10 分の 1 相当の控除が廃止されました。

また、「（退職金－退職所得控除）× 1 / 2 = 退職所得の金額」とされているところ、この「1 / 2」を乗じる措置を勤続年数が 5 年以内の法人役員等（公務員含む）については廃止されました。退職所得に係る住民税の計算をする際にはご注意ください。

【退職所得に関する市・県民税額の算出方法】

平成 24 年 12 月 31 日までに 支払われるべき退職所得	（退職金－退職所得控除）× 1 / 2 × 税率 × 90%
平成 25 年 1 月 1 日以降に 支払われるべき退職所得	（退職金－退職所得控除）× 1 / 2 × 税率
勤続年数が 5 年以内の法人役員等	（退職金－退職所得控除）× 税率

平成 25 年度市民税・県民税の納税通知書は 6 月 13 日（木）に送付します。

納期限は、第 1 期…7 月 1 日（月）、第 2 期…9 月 2 日（月）、第 3 期…10 月 31 日（木）、第 4 期…平成 26 年 1 月 31 日（金）です。納期限までに納付されないと滞納になり、督促手数料、延滞金が生じる場合があります。納期限までにお納めください。